

議員提出第5号

子供の医療費の負担軽減に関する意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年3月20日

提出者 吉川市議会議員 佐藤 清治

賛成者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 小林 昭子

吉川市議会議長 中嶋 通治 様

提案理由 口頭

子供の医療費の負担軽減に関する意見書

子供の医療費の窓口負担は義務教育就学前では2割、就学後は3割となっている。

子供と保護者が安心して医療機関を受診できるよう全国の自治体では独自の減免措置を講じているが、一方全国で統一的基準を示す必要があるとの声も高まっている。

また会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため扶養する子供の人数が増えても保険料は変わらない。

しかし、国民健康保険は世帯内の加入者数に均等割り保険料（税）が賦課されるため、子供の人数に応じた保険料（税）を負担することになる。

子育ての負担を軽減し、夫婦が理想とする家族構成を実現できるようにする為には子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

よって政府及び国会に対し次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国の責任において、統一的な子供の医療費助成制度を創設すること。
- 2 国民健康保険制度における、子供に係る均等割り保険料（税）の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣